

【49釈 文】生類憐れみ令並び捨て子・博奕の禁令

(年次不詳)

覚

- 一 生類憐愍之義、前々度々被^二
- 仰出^一候通、堅可^レ相^二守^一之、若^レ鹿末之
- 致方有^レ之ハ、後日相聞江候とも、
- 全(詮)議之上、急度可^レ為^二曲事^一候事
- 一 捨子致候儀、又ハ犬を捨、牛馬を捨
- 候不届、堅仕間敷候、五人組切に名主・
- 年寄立合、無^二断絶^一可^レ相^二改^一之、不届
- 出来候におゐてハ、名主・年寄・五人組迄
- 可^レ為^二曲事^一候、自然養兼候子細有^レ之ハ、
- 早速可^二申来^一候事
- 一 博奕堅仕間敷候、不届之族有^レ之ハ、
- 此方より召捕候ハ、其所之名主・五人組・
- 家隣・家向迄、其品ニより急度いたしめ
- 可^二申付^一候間、可^レ得^二其意^一候事

【49読み下し文】

覚

- 一 生類憐愍(れんびん)の義、前々度々(たびたび)
- 仰せ出され候通り、堅くこれを相守り、若(も)し鹿末(そまつ)の
- 致し方これ有らば、後日相聞こえ候とも、
- 全(詮)議(せんぎ)の上、急度(きつと)曲事(くせごと)たるべく候事
- 一 捨て子致し候儀、又は犬を捨て、牛馬を捨て
- 候不届(ふとどき)、堅く仕る間敷(まじく)候、五人組切に名主・
- 年寄立ち合い、断絶(だんぜつ)無くこれを相改むべし、不届
- 出来(しゅつたい)候におゐては、名主・年寄・五人組迄
- 曲事たるべく候、自然養い兼ね候子細(しさい)これ有らば、
- 早速(さつそく)申し来たるべく候事
- 一 博奕(ばくち)堅く仕る間敷候、不届の族(やから)これ有らば、
- 此の方より召し捕らえ候はば、其の所の名主・五人組・
- 家隣り・家向い迄、其の品により急度いたしめ
- 申し付くべく候間、其の意を得べく候事